

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

① 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

- ・オープンイノベーションの促進：共通課題の解決や新規事業創出に向けて、複数企業の知見・技術を組み合わせる場を提供し、オープンイノベーションの促進を行います。
- ・連携のきっかけとなる勉強会・ピッチイベント等を開催しパートナー企業のネットワーキング機会を創出します。

② 専門人材マッチング

- ・経営戦略、DX推進、人事制度改革、新規事業立ち上げ等における専門家や実務経験者を、フルタイム採用ではなく、業務委託やスポット参画といった柔軟な関与方法を提案。ニーズに応じた人的リソースの最適配分を支援。
- ・企業内に受け入れ体制を構築し、外部人材が成果を出しやすい環境づくり（オンボーディング支援、ナレッジ共有など）を助言し、外部人材との共創環境を整備します。

③ 健康経営の導入支援：

- ・ISO30414取得支援に加えて、健康経営優良法人認定の取得を見据えた制度設計・運用支援、KPI設計、健康課題の見える化等を支援します。
- ・施策の共同実施：
グループ企業を活用し、予防医療セミナー、ストレッチイベントなどの施策を複数企業共同で実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。具体的には、その内容や背景について下請事業者からの説明を受けた上で真摯に受け止め交渉に応じ、交渉の際には、見積書等の根拠資料を踏まえつつ双方が納得できるような丁寧な対話が出来るよう契約担当者への教育を実施していきます。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り振込で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年5月26日

<u>株式会社シオン</u>	<u>代表取締役</u>	<u>井上 勉</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）	

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。